

平成 31 年 3 月 19 日

各障害児通所支援事業者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

日頃より本市児童福祉施策の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

従前から各事業所におかれましては、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して、児童虐待の早期発見に努めていただいていることと存じます。

このたび、標題の件について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から、別添のとおり通知がありましたので、引き続き適切な対応に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 区・支所が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、障害児通所支援事業所に在籍する児童。

（注）進行管理台帳とは、区・支所内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える児童。

2 対応内容

(1) 区・支所、児童相談所から情報提供を求められた場合

上記 1 (1) 及び (2) に定める児童について、区・支所及び児童相談所は、関係機関等に対して定期的に情報収集及び情報提供を行うため、依頼があった場合は、出欠状況、（欠席した場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由等について適切に情報提供を

すること。

(2) 緊急時の場合

上記1(1)及び(2)に定める児童について、事業所において、不自然な外傷がある、利用を予定した日に欠席し、休業日を除き7日以上(注)の間、対象児童の状況を把握できない、対象児童から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、区・支所及び児童相談所からの定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に区・支所又は児童相談所に情報提供又は通告をすること。

(注) 利用頻度が低い又は利用が不定期である対象児童については、本取扱いに準じた取扱いとするが、具体的には区・支所又は児童相談所と期間等を協議すること。

3 個人情報の保護に対する配慮

(1) 「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。)においては、市区町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供できると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市区町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第13条の4)。

(2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治40年法律第45号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市区町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市区町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

4 その他

上記については、上記1(1)及び(2)に定める児童が本市以外の場合でも、同様に該当市町村へ情報提供を行う等、適切な対応を行うこと。

(添付資料)

- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付 内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知）
- ・「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」（平成31年2月28日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(子ども発達支援係 Tel:052-972-3187)